

## 米軍機事故の再発防止と日米地位協定の改正を求める会長声明

近時、在日米軍所属の航空機による重大な事故が頻発している。

2016年12月13日、沖縄県名護市の海岸に普天間基地所属のMV22オスプレイが墜落し、大破した。当会は、2012年に「オスプレイの普天間飛行場配備と低空飛行訓練に反対する会長声明」を出し、オスプレイの危険性を訴えていた。しかし、オスプレイはその後現実に配備され、配備後は、危惧していたとおり緊急着陸や部品落下事故を繰り返し、とうとう墜落事故も現実に発生した。

また、2018年12月6日には、山口県岩国基地所属の米軍機同士が空中で接触して高知県室戸岬沖で墜落するという事故も発生している。

これらの事故は、現に米軍施設がある自治体だけの問題ではない。宮崎県の航空自衛隊新田原基地を含む自衛隊基地においても日米合同訓練が実施されており、米軍機の事故は、米軍施設がない自治体においても決して他人事ではない。そして、日米両政府は、米軍普天間基地が返還される前の2020年度までに、宮崎県の航空自衛隊新田原基地に米軍の戦闘機や輸送機などを受け入れる施設を整備することに合意し、米軍の武器弾薬庫を整備する方針である旨が報じられており、周辺自治体の住民は不安を募らせている。

いうまでもなく、軍用機事故は、発生場所と状況によっては大惨事を招き、住民を巻き込み、その財産のみならず身体や生命までもを侵害しかねない。そして、近時も米軍機による重大な事故が発生している以上、米軍機は、現実に日本国民の生命、身体及び財産に対する危険を発生させている状況である。したがって、米軍及び日本政府は、相次ぐ米軍機事故について十分な原因究明を行い、抜本的な再発防止策を講じる必要がある。

しかしながら、現行の日米地位協定においては、米軍基地の運用や米軍の行動に我が国の法令が適用されないなど、日本の主権行使が著しく制約されている。実際に、米軍機の事故が起きても、十分な原因究明や再発防止策がとられているとは言い難いにもかかわらず、米軍は、事故発生の数日後には事故機と同型機の運用を再開してきており、日本政府もこれに抗議することなく米軍の運用を容認してきた。日米地位協定下において、日本国内の事故であっても、日本政府は米軍機の事故については事故機や事故現場の検証ができず、事故原因の究明と再発防止策をとることができていない。

近時も、2018年1月に沖縄県で米軍のヘリコプターのトラブルが相次いだことについて、日本政府が検証のために米軍普天間飛行場への自衛官派遣を要求したが、米軍側から拒絶されて、いまだに実現していないと報じられている。日米地位協定下では、米軍機事故の原因究明に日本政府が主導的に関与することができず、再発防止策もとれないことは明らかである。

日米地位協定と同様に、他国の軍隊が受入国に駐留する場合の当該軍隊の地位等を定めた地位協定は世界に多数存在する。しかし、2018年10月の日本弁護士連合会人権擁護委員会基地問題に関する調査研究特別部会の報告によると、ドイツやイタリアのNATO軍(米軍)基地には、基本的にドイツ国内法、イタリア国内法が適用されること、ドイツ・イタリア側の基地立入権が保障されていること、米軍の運用は地元自治体・周辺住民の意見を反映させてなされていること、米軍と自治体や住民が協議する委員会が作られているなど、日本における米軍地位協定とその運用実態との間には大きな差があることが明らかとなっている。これらとの比較においても、日米地位協定による日本の主権に対する制約は著しく大きく、その不平等性は明らかである。

以上のような状況下において、九州弁護士会連合会は、2018年10月26日の定期大会において、「米軍機の相次ぐ事故に強く抗議し、徹底した再発防止を求めるとともに、日米地位協定や法令等の改正を含む実効的な対策を採ることを求める大会決議」を採択した。

また、これに先立つ同年7月27日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を採択し、日米地位協定の抜本的な見直し等を求め、これを受けて宮崎県議会も、同年9月27日、「『米軍基地負担に関する提言』の推進を求める意見書」を採択した。

このように、米軍機事故の再発防止に対する実効性のある取組みを求め、日米地位協定の改正を求める声は、沖縄をはじめとする米軍施設のある自治体のみならず、国民的な要求であるといえることができる。

米軍機事故による住民の生命・身体・財産に対する侵害を未然に防止し再発を防ぐためには、少なくとも我が国の領空を航行する米軍機による低空飛行訓練や曲技飛行等の危険な訓練を可能としているいわゆる航空特例法を改正して、航空機の安全確保を目的とした航空法の規制につき米軍に対する適用範囲を拡大すること、及び、日米地位協定を改正し、米軍機による事故発生時には日本政府が主体となって事故調査を行い、安全性が確認されるまでは日本政府が米軍機による飛行訓練の再開を拒絶できるようにすることが必要である。

以上に鑑み、当会は、国に対し、米軍機事故の再発防止のためにいわゆる航空特例法を改正するなどの実効的な対策を講じること、及び、これを可能とするために日米地位協定の速やかな改正を求める。

以上

2019(平成31)年2月20日

宮崎県弁護士会  
会長 山崎真一朗

